

監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成 27 年 3 月 30 日

上田市監査委員 小池 俊一
同 井沢 信章

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
上田市 交流文化芸術 センター	上田市立 美術館	市民閲覧用の美術関係図書を「消耗品」の扱いで取得していますが、物品の分類規定(財務規則第214条)により閲覧用図書は「備品」として扱い管理することが必要となりますので、該当する図書については「分類替え」(財務規則第233条)の手続きにより「備品」としての管理に改めてください。	平成26年度に消耗品として購入した図書のうち、市民閲覧用に供した美術関係図書701冊について、備品への分類替えのため、平成27年2月1日付けで備品登録を行い、備品として管理しています。
総務部	行政管理課	契約に際し徴した見積書に日付の記入がなく契約事務の透明性に疑義が残る事例がありました。(行政手続整備更新支援業務委託)	提出日の確認を十分に行うよう事務処理を改善しました。
総務部	危機管理 防災課	所管する建物の公有財産整理簿が備えられていません。公有財産整理簿には平面図を添付し財産の状況を明らかにしておく必要があります。(防災無線上田・丸子・平井・真田・菅平・武石中継局局舎)	指摘事項に基づき、防災行政無線中継局の局舎に係る公有財産整理簿を作成し、備え付けました。
総務部	広報情報課	予算執行に関する重要事項の協議として、予定価格50万円を超える随意契約による委託契約の締結に際し、必要な財政課を経由した財政部長協議がされていない事例がありました。(年金機能強化法改正に伴うシステムカスタマイズ業務委託、財務会計システムカスタマイズ作業業務委託、FAST財務会計システムカスタマイズ作業業務委託)	財務規則に基づき適正な事務の執行に取り組んでまいります。
財政部	公有財産 管理課	<p>【「普通財産」に属する土地・建物の管理事務】</p> <p>ア. 普通財産の所管について 財務規則では、原則として普通財産の所管は公有財産管理課となっていますが、公有財産管理課以外の財産管理者(各課)で所管している普通財産(土地・建物)が見られるとともに、公有財産管理課以外で所管する理由が明確でないものが見られることから、現況を踏まえあらためて「普通財産」とする妥当性と所管すべき課所を精査する必要があると考えます。</p> <p>イ. 普通財産の管理方針及び処分計画について 市有財産である普通財産は、地方自治法により公用又は公共用として直接的に特定の行政目的に使用される行政財産とは異なり、一般私法適用のもとにこれを売払、譲与、貸付け等によりその経済的価値を保全発揮することにより間接的に行政へ貢献するものとされています。 現状を把握し、管理方針と処分計画の策定が必要であると考えます。</p>	国から要請されている新地方公会計制度に対応する固定資産台帳システムの導入を平成27年度から予定しており、その過程でそれぞれの普通財産について、所管すべき課所を精査するとともに、遊休地を「早期に処分が見込める土地」「調整に時間を要する土地」「引き続き市が保有する土地」等に分類した上で平成28年度を目途に利活用・処分計画を策定します。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
財政部	公有財産管理課	<p>〔公有財産整理簿及び平面図の整備について〕</p> <p>公有財産の中で、特に「建物」に焦点をあてて公有財産整理簿の整備状況を監査した結果、行政財産の建物1,785件中47件(2.6%)、普通財産の建物146件中65件(44.5%)が整備されていない状況でした。</p> <p>また、「建物」に係る公有財産整理簿には平面図を添付しておかなければならないと財務規則で定められていますが、結果は行政財産の建物1,785件中282件(15.8%)、普通財産の建物146件中72件(49.3%)の平面図が整備されていない状況でした。</p> <p>公有財産整理簿の未整備で主なものは、体育施設(10件)や公衆トイレ・倉庫といった付属的な施設(11件)、普通財産は教員住宅(63件)です。</p> <p>上記のとおり全庁的に事務水準の改善を図るべき状況が認められるため、財産管理者への指導強化に取り組む必要があると考えます。</p>	<p>各財産管理者で所管する公有財産整理簿は、今後導入を予定している固定資産台帳システムの基礎資料であり、整理簿に添付している平面図も同様に必要なものであるため、同システム導入作業の中で個別にチェックするとともに、庁内通知や財務・会計事務担当者会議において周知徹底します。</p>
財政部	公有財産管理課	<p>〔行政財産の目的外使用料納入事務〕</p> <p>ア. 行政財産の目的外使用料の納付時期について</p> <p>行政財産の目的外使用料は、条例で使用前に納付することが規定されていますが、これによらず使用前に納付していない事例が有償許可分183件中68件(37.2%)見られます。</p> <p>行政財産の目的外使用料は、処分行為にあたる「許可」料としての性格を持つものですが、これを「使用貸借」に準じ「使用後」と誤認する傾向が全庁的に認められますので、内部統制面からあらためて指導を徹底する必要があると考えます。</p> <p>イ. 行政財産の目的外使用料の使用前納付が困難な案件について</p> <p>使用料が高額等の理由により使用前納付が困難な案件も見られることから、使用前納付の原則により難しい場合、各財産管理者は行政財産の目的外使用許可の合議の際、理由を明らかにするとともに、内部統制面では許可協議書の様式変更やこの場合の運用基準を整備する必要があると考えます。</p>	<p>行政財産の目的外使用許可協議時に、当該で納付時期が確認できるように、様式に「使用料の徴収方法及びその時期」を追加し、条例に基づき使用前納付を原則とするよう平成27年2月10日に庁内通知しました。</p> <p>使用前納付が困難な案件は、許可協議の中で理由を明らかにするよう指示します。</p>
財政部	公有財産管理課	<p>〔公有財産の異動処理事務について〕</p> <p>財産管理者は、所管に属する公有財産に異動があったときは、公有財産管理課長へ報告するとともに、会計管理者へ通知するよう財務規則で規定されていますが、年度中における公有財産の土地及び建物の異動46件中10件(21.7%)が報告等がされていない事例が見られます。</p> <p>公有財産の異動の報告等が確実に行われないと市全体の一元管理情報の正確な把握につなげることが出来ません。</p> <p>また、公会計制度改革に伴い正確な資産計上が求められている状況にあることから報告等が滞ることなく事務処理を行うよう指導・徹底する必要があると考えます。</p>	<p>財産管理者の所管する財産に異動があったときに、報告が必須となる固定資産台帳システムを検討するとともに、庁内通知や財務・会計事務担当者会議等において財産の異動報告を周知徹底します。</p>

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
財政部	公有財産管理課	〔建物総合損害保険の管理事務について〕 財産保全の一環として現在加入している建物総合損害保険(全国市有物件災害共済会)については、各建物への加入管理がそれぞれ財産管理者に委ねられていることから、あらためて制度概要や加入原則の基準を周知し各建物に必要な加入確認を促すとともに、公有財産の異動報告に際し、これに応じ必要な保険が担保される仕組みづくりが必要と考えます。	建物総合損害保険の手続申請は当課が一括で行っているため、固定資産台帳システム導入時に加入状況を精査し、今後庁内通知や財務・会計事務担当者会議等において加入基準等を作成し周知徹底します。
財政部	公有財産管理課	1年を超える普通財産の貸付け協議において、副市長決裁がなされていない事例がありました。(旧長野県労働金庫上田支店、旧保野同和地区集会所)	今後このようなことがないように、注意して事務を執行します。
財政部	公有財産管理課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが使用月ごとに分割納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(観光会館1階食堂)	分割納付を希望された場合は、使用許可でなく、貸付契約に変更するよう指導します。
財政部	公有財産管理課	印紙が所要額に不足する請負契約書を受理・保管しているものがありました。(旧石井教員住宅撤去工事)	指摘いただきました契約書に不足している印紙を添付し、今後印紙税法に基づき、適正に処理します。
財政部	公有財産管理課	予算執行に関する重要事項の協議として、予定価格50万円を超える随意契約による委託契約の締結に際し、必要な財政課を経由した財政部長協議がされていない事例がありました。(電話交換設備保守点検業務委託)	今後、財務規則の規定に従い、重要事項の協議漏れがないようにします。
財政部	公有財産管理課	契約内容において契約保証金の扱いが定められておらず、納付又は免除の扱いが明らかでない事例がありました。(本庁舎駐車場及び福祉会館駐車場除雪・排雪業務委託)	今後、財務規則の規定に従い、契約において契約保証金の規定の定め漏れがないようにします。
市民参加協働部	人権男女共同参画課	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(市民プラザ・ゆう)	平面図を公有財産整理簿に添付いたしました。今後は、上田市財務規則の規定に従って適正な事務の執行に努めてまいります。
生活環境部	生活環境課	公有財産整理簿が整えられていない建物財産がありました。(上田市霊園納骨堂) また、同整理簿はあるものの、所要の平面図が添付されていない建物財産がありました。(海野町公衆便所、金剛寺公衆便所、原町公衆便所、横町伊勢宮公衆便所、常田公衆便所、上田市霊園管理棟)	公有財産整理簿を整理しました。 今後は、財務規則の規定に従って適正な事務の執行に努めてまいります。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
生活環境部	生活環境課	公有財産の取得による異動について公有財産異動報告(通知)書により報告(通知)されていない事例がありました。(上野霊園、塩尻霊園)	公有財産異動報告(通知)書により、報告をいたしました。 今後は、財務規則の規定に従って適正な事務の執行に務めてまいります。
生活環境部	生活環境課	行政財産目的外使用料は、許可期間の存する年度に調定、収入すべきですが、使用料が許可期間の存する前年度に調定、収入されている事例がありました。(家庭排水浄化センター跡地)	今後は、年度内処理の原則に基づいた会計処理に努めます。
生活環境部	生活環境課	契約内容において契約保証金の扱いが定められて定められておらず、納付又は免除の扱いが明らかでない事例がありました。(太陽光発電市有施設屋根等貸付事業構造検討業務委託)	今後は財務規則の規定に従い、委託契約書に契約保証金の扱いを記載するよう改善いたします。
生活環境部	廃棄物対策課	契約内容において契約保証金の扱いが定められておらず、納付又は免除の扱いが明らかでない事例がありました。(生ごみ堆肥化モデル事業業務委託)	今後、当該委託契約において、契約保証金の扱いを明記してまいります。
生活環境部	住宅課	行政財産の目的外使用許可において、許可の決裁が財産管理者までに止まり、使用期間に応じた必要な決裁がなされていない事例がありました。(市営塩尻団地・岩門団地、下之郷桜団地、千曲町団地)	「行政財産目的外使用許可事務取扱いについて」の内容を再度確認して、使用許可期間に応じた適切な事務を行うように努めます。
生活環境部	住宅課	契約書の訂正について、市側の訂正印が漏れている事例がありました。(桜台団地56号、211号入居前営繕工事)	「契約書の訂正には発注者及び受注者契約者双方の押印が必要である。」点を再度確認して、遺漏なきよう事務を行うように努めます。
生活環境部	住宅課	契約内容において契約保証金の扱いが定められておらず、納付又は免除の扱いが明らかでない事例がありました。(住宅管理システムデータ抽出業務委託)	今後の事務において、上田市財務規則の規定に従い、適正な契約書の作成に努めます。
生活環境部	住宅課	履行の遅滞等に対し賠償金等の算出に適用するものとして契約上定めるべき利率について、当市の基準と異なる率をもって締結されている事例がありました。(上田原第一団地158号入居前営繕工事)	政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は毎年のように改正されており、契約担当課から周知されております。 今後は遅延利息率も含めて、提出された契約書の内容を精査したうえで事務処理に努めます。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
生活環境部	住宅課	一体性があると思われる修繕工事でこれを分離発注しそれぞれ同一者と随意契約としていた事例について、分離すべき理由が明らかにされておらず施行方法に疑義が残るものがありました。(塩尻団地屋根瓦修繕)	ご指摘のとおり、明らかに公平性・経済合理性が認められない限りは分離発注は避けるべき行為であり、地方自治体によっては住民訴訟事件に至った例もあることから、小額工事であっても一括発注に努めます。
健康福祉部	福祉課	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(上田市つむぎの家、機械棟、上田市つむぎの家併設住宅)	公有財産整理簿への平面図の添付については、財務規則に定められているとおり添付しました。今後も財務規則に沿い、公有財産を適正に管理してまいります。
健康福祉部	福祉課	公有財産の売却による異動について公有財産異動報告(通知)書により報告(通知)されていない事例がありました。(旧梅が丘保育園)	売却による異動のあった公有財産については、財務規則に定められているとおり公有財産異動報告(通知)書により報告(通知)しました。今後も財務規則に沿い、公有財産の異動処理事務を適正に行ってまいります。
健康福祉部	福祉課	生活保護費返還金について、過年度滞納繰越分の調定処理が繰越した年度(25年度)7月1日に行われていましたが、23年度以前分の滞納繰越分については出納整理期間の適用がないため繰越した年度(25年度)4月当初に24年度分は出納整理期間終了後の6月1日に速やかに調定を行う必要があります。(生活保護費返還金滞納繰越分)	生活保護費返還金のうち過年度繰越分の調定処理につきまして、今後は出納整理期間の適用される年度は出納整理期間終了後速やかに、出納整理期間のない年度については4月当初に調定処理を適正に行ってまいります。
健康福祉部	福祉課	委託料について、「政府契約支払遅延防止等に関する法律」により、10日以内に完了検査を実施しなければなりません。業務の完了報告を受けてから10日を超えて完了検査を実施した事例がありました。(生活保護システム改修業務委託)	委託料の完了検査が10日を超えて実施することのないよう、事務処理を適正に行ってまいります。
健康福祉部	福祉課	収入額が予算額を大きく下回る費目が見られます(歳入欠陥)。(生活保護費返還金)	平成26年12月補正において、予算科目の組み替えを行い、それぞれの返還金毎に変更いたしました。
健康福祉部	社会就労センター上田事業所	所管する建物の公有財産整理簿が備えられていません。公有財産整理簿には平面図を添付し財産の状況を明らかにしておく必要があります。(社会就労センター上田事業所)	以前、公有財産管理課に提出した台帳および平面図を提供いただき、復元・整備いたしました。
健康福祉部	高齢者介護課	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(室賀、塩田、塩田西デイサービスセンター、高齢者福祉センター、高齢者福祉センター(別棟))	平成26年11月19日付平成26年度定期財務事務監査の結果報告を受け、公有財産整理簿に平面図を添付しました。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
健康福祉部	高齢者介護課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(高齢者福祉センター、高齢者福祉センター別棟)	平成26年度から、年度当初に使用料が納付されるよう事務を是正しました。
健康福祉部	高齢者介護課	1年を超える行政財産の目的外使用許可において、副市長決裁がなされていない事例がありました。(中塩田ゲートボール場、高齢者福祉センター別棟)	事務処理に当たっては、事務処理規則等関係法令を遵守するよう職員に徹底し、今後このようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいります。
健康福祉部	高齢者介護課	契約に際し徴した見積書に、日付の記入がなく契約事務の透明性に疑義が残る事例がありました。(海野町ふれあいサロン管理運営委託)	事務処理に疑義が生じないように、適正な事務処理について職員に徹底します。
健康福祉部	産婦人科病院	特定1者と随意契約する妥当性が乏しく、複数の者による競争入札等による執行を検討すべき契約事例がありました。(防災設備保守点検業務委託)	防災設備保守点検業務は、平成26年度から、施設管理業務委託に包括し、競争入札による業者選定を行いました。
こども未来部	保育課	予算執行に関する重要事項の協議として、予定価格50万円を超える随意契約による委託契約の締結に際し、必要な財政課を経由した財政部長協議がされていない事例がありました。(非常・火災通報装置保守点検業務委託)	財務規則の規定に従って、適正な契約事務を行うよう改善いたします。
こども未来部	保育課	所管する各園執行の財務事務について (1) 見積参加願提出業者以外から調達している事例(城下保育園、そえひ保育園、わかさ幼稚園) (2) 主務者購入できない物品を主務者購入した事例(南部保育園) これまでの財務監査では是正を求めてきましたが、法令及び庁内規定の周知と財務指導の強化を図ってください。	該当園に対して定期監査の監査結果を周知し、(1)契約業者からの購入(2)主務者購入の取扱いについて指導徹底を図りました。 契約業者からの購入については、「物品入札(見積)参加申請提出業者名簿」の配布、主務者購入の取扱いについては「主務者で購入できるもの」を配布して指導しました。 今後も機会を捉えて指導徹底を図り、再発防止に努めてまいります。
商工観光部	商工課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが分割した納付書により概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(上田市技術研修センター食堂・自販機)	運営基準のとおり、使用前納付の原則に従って行っております。 しかしながら使用者から資金繰りの関係で一括納付が出来ないとの申し出があり、分割納付をしてきました。 今後は、原則外と必要性を許可書に明記します。
商工観光部	商工課	契約内容において契約保証金の扱いが定められておらず、納付又は免除の扱いが明らかでない事例がありました。(信州上田灯りの祭典点灯式運営業務委託)	平成26年度分から、御指摘のとおり、「請書」に「契約保証金額:契約額の10分の1以上とし、その納付は免除する。ただし、契約履行ができないときは、免除された契約保証金に相当する額を納付するものとする。」と明記いたしました。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
商工観光部	池波正太郎真田太平記館	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね許可期間の半期経過後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(池波正太郎真田太平記館 喫茶、売店)	指摘を受け、H26年度より使用許可書に明記しました。
商工観光部	池波正太郎真田太平記館	多目的ホールの使用に伴う暖房器具の使用料は、当館設置条例中に使用料の一部として規定されるもので「使用料」が適正な収入科目ですが、「諸収入」として収入している事例がありました。(多目的ホールの使用に係る暖房使用料)	指摘を受け、H26年度より適正な科目に収入しています。
商工観光部	雇用促進室	所管する建物の公有財産整理簿が備えられていません。公有財産整理簿には平面図を添付し財産の状況を明らかにしておく必要があります。(勤労者福祉センター)	勤労者福祉センターの公有財産整理簿に平面図を添付し、整備しました。
商工観光部	雇用促進室	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが上・下半期と分割している事例や概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(勤労者福祉センター事務室、勤労青少年ホーム自動販売機)	勤労者福祉センター(長野県連合会上小地域協議会)事務室使用、勤労青少年ホーム自動販売機設置の行政財産の目的外使用許可に対し原則外として扱う理由、必要性を明記しました。
商工観光部	雇用促進室	履行の遅滞等に対し賠償金等の算出に適用するものとして契約上定めるべき利率について、当市の基準と異なる率をもって締結されている事例がありました。(若者就職支援事業委託、勤労者福祉センター清掃業務委託)	該当する契約書につきまして、誤りがあった遅延利率を正しい遅延利率に訂正しました。
商工観光部	観光課	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(塩田の館、別所温泉センター、東前山地区観光トイレ、別所温泉観光駐車場トイレ、東塩田地区観光トイレ、別所温泉北向観音裏観光トイレ、西前山地区観光トイレ、安楽寺観光トイレ、太郎山山頂バイオトイレ、砥石米山城観光トイレ)	指摘されたとおり、当該公有財産整理簿に、必要となる平面図を添付し、事務の適正を図ります。
商工観光部	観光課	公有財産の異動(出資による権利)について、公有財産異動報告(通知)書により報告(通知)されていない事例がありました。((社)上田市産業開発公社出資金)	指摘されたとおり、当該公有財産の異動について、公有財産異動報告書により報告し、事務の適正を図ります。
商工観光部	観光課	予算執行に関する重要事項の協議として、予定価格50万円を超える随意契約による委託契約の締結に際し、必要な財政課を経由した財政部長協議がされていない事例がありました。(上田市観光会館休日施設管理業務委託)	指摘されたとおり、当該委託契約の締結に際しては、必要な財政課を経由した財政部長協議を行い、事務の適正を図ります。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
商工観光部	観光課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(別所温泉観光駐車場)	指摘されたとおり、当該使用料の納付は、使用前納付を原則とするものとし、使用後に納付される場合については、原則外として扱う理由等を明かにし、事務の適正を図ります。
農林部	農政課	所管する建物の公有財産整理簿が備えられていません。公有財産整理簿には平面図を添付し財産の状況を明らかにしておく必要があります。(上田市地産地消振興施設、西塩田農作業準備休憩施設、農業バイオセンター研修室、農業バイオセンター温室)	現地調査を行い財産公有財産整理簿へ図面を添付いたします。
農林部	農政課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね許可期間の半期経過後、又は使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(上田市地産地消振興施設、上田市農産物総合集出荷施設)	上田市地産地消振興施設については、行政財産の目的外使用に関する条例に基づき使用料の納付時期、金額が決定しています。今後、事務を改め行政財産の目的外使用許可の協議において、使用料の納付時期の基準を遵守し、納付時期が基準と異なる場合は、その理由を記載し明確にまいります。上田市農産物総合集出荷施設については、同施設の建設、使用等についての協定、覚書に基づき使用料の納付時期、金額決定しています。今後事務を改め行政財産の目的外使用許可の協議において使用料の納付時期が基準と異なる理由を記載し明確にまいります。
農林部	農政課	予算執行に関する重要事項の協議として、予定価格50万円を超える随意契約による委託変更契約の締結に際し、必要な財政課を経由した財政部長協議がされていない事例がありました。(人・農地プラン作成推進業務委託)	規則に基づき適正に事務を行います。
農林部	森林整備課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね許可期間の半期経過後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(市有林、農林産物販売所)	「行政財産の目的外使用に関する条例」及び公有財産管理課長通知により、平成26年度納付分よりは是正措置を講じました。
農林部	森林整備課	履行の遅滞等に対し賠償金等の算出に適用するものとして契約上定めるべき利率について、当市の基準と異なる率をもって締結されている事例がありました。(県補松林健全化推進事業(武石第6区)、林道整備工事(中道線))	契約書については、最新の契約書式を確認すると共に、利率ほか記載内容についても確認するよう課内で周知、徹底いたしました。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
都市建設部	管理課	「公有財産整理簿」が整えられていない建物財産がありました。(大屋駅公衆トイレ、上田駅お城口第二自動車駐車場、パレオ5、6階の貸付部分)。また、同整理簿はあるものの、所要の平面図が添付されていない建物財産がありました。(上田駅温泉口公衆トイレ、上田駅舎橋上関連施設公衆トイレ、西上田駅南口公衆トイレ、西上田駅北口公衆トイレ、上田駅お城口自動車駐車場、上田駅お城口自転車等駐車場、上田駅温泉口自転車等駐車場)	「公有財産整理簿」が整えられていない建物財産については、整備しました。また、平面図が添付されていない建物財産については、平面図の整備を進めています。
都市建設部	管理課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね半期ごとに納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(市道秋和踏入線・市道南天神町東天神町線の貸付(タクシー待機場)、お城口自動車駐車場(パトカーの駐車スペース))	長野県タクシー協会上小支部及び上田警察署と協議を行い適正な事務処理に努めてまいります。
都市建設部	管理課	許可期間が複数年度にわたる場合の行政財産目的外使用料は、許可期間の存する各年度ごとに調定、収入すべきですが、許可期間を複数年とする事例で、使用料の一部が期間の存する翌年度に調定、収入されている事例がありました。(市道秋和踏入線・市道南天神町東天神町線の貸付(タクシー待機場))	年度内に調定し、収入できるよう適正な事務処理に努めてまいります。
都市建設部	管理課	委託業務の施行に際し、契約に先立つべき施行の伺(決定)が漏れている事例がありました。(地籍調査一部業務委託、パレオ4・5階荷重計算業務委託)	施行伺いに漏れないよう適正な事務処理に努めてまいります。
都市建設部	管理課	予算執行に関する重要事項の協議として、50万円を超える随意契約による委託契約の締結に際し必要な財政部長協議がなされていない事例がありました。(西上田駅南北自由通路昇降機保守点検業務委託、大屋駅自動車駐車場の整理指導業務委託)	50万円を超える随意契約について、財政部長協議を行ってまいります。
都市建設部	管理課	契約内容において契約保証金の扱いが定められておらず、納付又は免除の扱いが明らかでない事例がありました。(パレオ4・6階荷重計算業務委託)	上田市財務規則第124条第4項の規定に基づき、契約内容において、契約保証金の扱いを明らかにしてまいります。
都市建設部	土木課	所管する建物の公有財産整理簿が備えられていません。公有財産整理簿には平面図を添付し財産の状況を明らかにしておく必要があります。(応急工事係事務所、車庫、倉庫)	平面図を添付し財産の状況を明確にした公有財産整理簿を備えました。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
都市建設部	土木課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが使用月ごとに分割して納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(市道踏入大屋線道路予定地(駐車場))	新年度より使用前納付となるよう是正します。
都市建設部	公園緑地課	履行の遅滞等に対し賠償金等の算出に適用するものとして契約上定めるべき利率について、当市の基準と異なる率をもって締結されている事例がありました。(温泉口水辺プラザ階段修繕工事)	今後は、契約書受理時に注意し、指導します。
都市建設部	公園緑地課	印紙税は消費税抜きの契約額に対する課税となりますが、消費税込の契約金額に応じた過大な印紙が貼付された契約事例がありました。(丸子公園動物檻・トイレ解体工事(当初契約))	今後は、契約書受理時に注意し、指導します。
都市建設部	地域交通政策課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(上田道と川の駅交流センター)	条例に従った適正な事務処理に努めてまいります。なお、原則外として扱う場合には理由や必要性を伺書により明らかにしてまいります。
都市建設部	地域交通政策課	都市公園条例に基づく使用料は、使用許可又は使用の際に徴収することが原則化されていますが、原則外の扱いとする理由が明確にされないまま使用期間経過後に徴収されていました。(半過公園)	条例に従った適正な事務処理に努めてまいります。なお、原則外として扱う場合には理由や必要性を伺書により明らかにしてまいります。
消防部	消防総務課	所管する建物全ての公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。	上田市財務規則第210条第5項に従い、公有財産整理簿に建物の平面図を付しました。
消防部	消防総務課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(計測震度観測装置)	計測震度観測装置は平成25年12月27日をもち撤去され財産の貸付が終了いたしました。今後事務を行う際は、条例及び運用基準に基づき事務手続きを行います。
消防部	消防総務課	印紙税は消費税抜きの契約額に対する課税となりますが、消費税込の契約金額に応じた過大な印紙が貼付された契約書を受領、保管する事例がありました。(東部地区防災センター2階ホール床改修工事)	工事契約に当たり課される消費税額が明らかでない場合、消費税額を印紙税の記載金額に含めないこと及び、租税特別措置法による印紙税の軽減措置等について、部内各課に通知し徹底を図りました。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
消防部	丸子消防課	所管する建物全ての公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。	公有財産整理簿に平面図を添付し、整備しました。
上田地域自治センター	豊殿地域自治センター	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(農村環境改善センター、豊殿支所旧事務室)	公有財産整理簿に平面図を添付し、対応いたしました。
上田地域自治センター	塩田地域自治センター	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(塩田地域自治センター内事務室、公用駐車場)	目的外使用許可対象の「上田商工会議所塩田支所」及び「塩田平土地改良区」に対し、使用前納付に理解を求め、条例及び運用基準に沿った取扱いを行います。
上田地域自治センター	川西地域自治センター	委託業務の施行に際し、予定価格が明らかにされていない事例がありました。(産業廃棄物処理業務委託)	委託業務について、法令を遵守し、施行して参ります。
丸子地域自治センター	地域振興課	公有財産の解体・撤去による異動について公有財産異動報告(通知)書により報告(通知)されていない事例がありました。(旧中丸子保育園、旧石井教員住宅)	公有財産異動報告・通知につきましては、11月1日付で事務処理を実施いたしました。今後は、異動後速やかに事務処理を行います。
丸子地域自治センター	地域振興課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(依田川沿岸土地改良区、上下水道局、上田地域広域連合)	今年度未請求分については至急請求し、納付をしていただきました。今後は運用基準どおり、年度当初において速やかに請求等の事務処理を行うよう改善します。
丸子地域自治センター	地域振興課	委託業務の施行に際し、契約に先立つべき施行の伺(決定)が漏れている事例がありました。(歴史継承冊子作成業務委託)	今後は様式の確認等を行い、適正な事務執行を行います。
丸子地域自治センター	地域振興課	履行の遅滞等に対し賠償金等の算出に適用するものとして契約上定めるべき利率について、当市の基準と異なる率をもって締結されている事例がありました。(地震防災情報システム保守管理業務委託)	今後は市の基準等に充分留意し、適正な事務処理を行います。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
丸子地域自治センター	地域振興課	契約書中、契約保証金の免除について定める条項に記される財務規則の適用号数が空欄とされている事例がありました。(旧中丸子保育園解体工事、丸子地域自治センター1階男女トイレ洋式便器取替工事)	今後は記載内容等を充分確認し、適正な事務処理を行います。
丸子地域自治センター	市民生活課	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(辰ノ口池ノ平団地外17件、丸子解放会館、辰ノ口共同作業所、沢田共同作業所)	丸子解放センター、辰ノ口共同作業所、沢田共同作業所について、所要平面図を添付しました。 辰ノ口池ノ平団地外17件、所要平面図を添付しました。
丸子地域自治センター	健康福祉課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね許可期間の3か月経過後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(丸子ふれあいステーション)	4月中に納付されるよう、許可書と同時に4月30日を納付期限とした納付書を発行し、使用者に対し速やかに納付するよう指導してまいります。 なお、平成26年度分については4月中に納付されています。
丸子地域自治センター	産業観光課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね許可期間の半期経過後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(鹿月荘用地、鹿教湯交流センター、鹿教湯温泉センター)	今後、条例に沿った処理を行うよう、是正します。原則外として扱う場合は、その理由、必要性を明確にし処理するよう是正します。
丸子地域自治センター	産業観光課	契約内容において契約保証金の扱いが定められておらず、納付又は免除の扱いが明らかでない事例がありました。(霊泉寺温泉共同浴場定期点検業務委託)	今後、契約保証金の扱いを明らかにするよう、是正します。
丸子地域自治センター	建設課	委託料について、「政府契約支払遅延防止等に関する法律」により、10日以内に完了検査を実施しなければなりません。業務の完了報告を受けてから10日を超えて完了検査を実施した事例がありました。(緊急雪害対策業務委託(鹿教湯3号線、鹿教湯5号線))	今後、「政府契約支払遅延防止等に関する法律」の内容を十分理解し、適正な事務処理を行うように改善します。
丸子地域自治センター	建設課	履行の遅滞等に対し賠償金等の算出に適用するものとして契約上定めるべき利率について、当市の基準と異なる率をもって締結されている事例がありました。(市道向井12号線道路未登記解消業務委託)	今後、「政府契約支払遅延防止等に関する法律」の内容を十分理解し、最新の履行の遅滞等に対する賠償金等の利率を確認して、適正な事務処理を行うように改善します。
真田地域自治センター	地域振興課	私債権に区分される受託工事の請負代金が1件(22千円)長期滞納状態となっていますが、回収の目的が立たないのであれば債権放棄の議決を得た上で不納欠損処分を行うよう検討してください。(真田有線放送電話事業)	債務者は居所不明であったため、長期滞納状態でありましたが、再度調査を行い消滅時効援用等の事務処理が可能か検討し、それができない場合は指摘のとおり議決による不納欠損処分を行います。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
真田地域自治センター	市民生活課	霊園使用料について、過年度滞納繰越分(23年度分)と24年度分の未収金についての調定がいずれも繰越した年度(25年度)3月に行われていましたが、過年度滞納繰越分については出納整理期間の適用がないため繰越した年度(25年度)4月当初、24年度分は出納整理期間終了後の6月1日において速やかに調定を行う必要があります。	26年度においては、25年度中の滞納繰越分(23年度、24年度分)の調定を26年4月1日に行い、25年度現年分の調定を出納整理期間経過後の6月1日に行いました。今後も適正な期日に処理を行います。
真田地域自治センター	産業観光課	菅平高原スポーツランドにおける財務事務について (1)行政財産の目的外使用許可に関すること ア 許可に際し賦課する使用料は、当該条例及び運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(自動販売機の設置) イ 許可に際し、所定の行政財産使用許可協議、使用許可書交付の手続きをせずに許可を行った事例がありました。(菅平高原スポーツランドレタス祭り) (2)施設使用料に関すること 施設使用料は原則として利用許可の際に徴収することとして条例規定されていますが、利用許可の際に徴収せず、その理由も不明確で、結果として収入未済となった事例がありました。(グラウンド使用料) (3)収入科目に関すること ア 上記(1)アの事例では、収入科目が「財産収入」とされていますが、本件は契約による貸付けではなく、条例を根拠に賦課するもので「使用料」が適正科目です。 イ 施設利用者の利便に供するためアイスクリームの受託販売を行っており、これに係る取扱い手数料に相当するものが「使用料及び手数料」科目で収入されていますが、条例を根拠に収入されるものではなく、私契約に基づく収入と解されることから、歳入科目は「諸収入」が適切です。	(1) ア 行政財産の目的外使用許可の使用料の納付については、使用前納付を確実にし、条例及び運用基準に基づき事務処理を徹底してまいります。なお、使用前納付ができない場合には、許可をしないことや許可の取り消しも含め、行政財産の目的外使用許可の使用許可時の指導徹底を図ってまいります。 イ 法的根拠を再確認し、所定の行政財産使用許可書様式を用いて、課内の文書担当者及び他の係長がチェックし、使用許可書の交付を適正に行うよう徹底してまいります。 (2) 施設利用申請につきましては、申請主体の菅平高原旅館組合と十分協議・調整を図り、施設使用料の完納を確実にいたします。なお、グラウンド施設使用の可否については天候等にも左右されるため、利用許可時での徴収が不可能な場合には、行政伺いにより特別な理由を明確にし、事務処理してまいります。また、シーズン中の使用・利用状況を定期的に確認し、課内での情報共有を図ってまいります。 (3) ア 平成26年度から、適正科目である「使用料」として調定を行っています。 イ 平成26年度から、適正科目である「諸収入」として調定を行っています。
真田地域自治センター	産業観光課	行政財産の目的外使用許可に際し、一時的に使用させる場合その他別に定める場合以外は、財政部長まで協議が必要ですが、公有財産管理課又は地域自治センター地域振興課を経由した必要な合議がなされていない事例がありました。(ゆきむら夢工房駐車場、菅平高原緑地広場、菅平高原自然館、黒門駐車場)	課内の文書担当者及び他の係長のチェック体制のもと行政財産の目的外使用に関する条例及び事務取扱いを遵守し、事務を遂行してまいります。
真田地域自治センター	産業観光課	指名競争入札の事務手続きによるべきところを、これに必要な予定価格調書(財務規則様式第93号)や入札書(同様式94号)を用いず、随意契約手続きに準じた見積書を徴し契約事務が行われていた事例がありました。(遊歩道案内看板等設置業務委託)	課内で契約事務に関する勉強会を実施し、課員全員に関連する条文等を徹底させ、財務規則を遵守し、契約事務を遂行してまいります。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
真田地域自治センター	産業観光課	委託業務の施行決定(施行伺)に際し、当該業務の内容や仕様が明らかにされていないものがありました。(サニアパーク周辺花壇作成委託、菅平高原スポーツランド:Tグラウンドマット補修業務委託・スーパーハウス移動整備業務委託・外周道路法面整備業務委託・公園法面整備業務委託・ヒューム管設置業務委託・パーチドレンコア抜き業務委託)	当該業務の内容を的確に伝えるため、施行伺い時には、業務内容や仕様がわかる資料を作成します。なお、課内の文書担当者及び他の係長のチェックを行い、事務を遂行してまいります。
真田地域自治センター	産業観光課	履行の遅滞等に対し賠償金等の算出に適用するものとして契約上定めるべき利率について、当市の基準と異なる率をもって締結されている事例がありました。(案内看板等設置委託、距離表示設置委託)	関連条文、通達、通知を基に契約書の内容を再度確認し、課内の文書担当者及び他の係長のチェックを行い、事務を遂行してまいります。
真田地域自治センター	建設課	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(菅平除雪基地、水防庫)	監査後、台帳に添付しました。
真田地域自治センター	建設課	契約書中、契約保証金の免除について定める条項に記される財務規則の適用号数が空欄とされている事例がありました。(交通安全施設整備工事(町原上線他))	工事請負業者に記載するよう指示、確認しました。
武石地域自治センター	地域振興課	公有財産の異動について公有財産異動報告(通知)書により報告(通知)されていない事例がありました。(消火栓用地、上田市消防団武石東部分団拠点施設新築)	公有財産異動報告書を作成し、報告しました。
武石地域自治センター	地域振興課	普通財産の1年を超える貸付け期間に必要な決裁は副市長ですが、決裁がセンター長となっており決裁区分が相違している事例がありました。(普通財産の土地の貸付)	今後、決裁区分について適正に処理します。
武石地域自治センター	地域振興課	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(消防器具庫、旧廃棄物処理場)	所管する施設の外側を計測の上作成し、添付しました。
武石地域自治センター	地域振興課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね許可期間の半期経過後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(上田市地域振興事業団武石地区センター事務所及び駐車場用地)	来年度以降分から対応し、適正に賦課徴収します。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
武石地域自治センター	地域振興課	行政財産の目的外使用許可に基づく自動販売機の使用料について、条例に根拠を置くものであることから収入科目を「使用料」とすることが適正ですが、「財産収入」として収入しています。	今年度分から更正処理し、誤りを訂正しました。
武石地域自治センター	地域振興課	契約書中、契約保証金の免除について定める条項に記される財務規則の適用号数が空欄とされている事例がありました。（武石地域自治センター高圧受電設備改修工事）	契約保証金の免除に係る適用号数を追記し、訂正しました。
武石地域自治センター	地域振興課	契約に際し徴した見積書に日付の記入がなく契約事務の透明性に疑義が残る事例がありました。（夜間警備委託）	今後、記入漏れが生じることの無いよう十分に配意し事務を執行します。
武石地域自治センター	市民生活課	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。（市営住宅荒神前団地）	公有財産整理簿（建物）に添付しました。
武石地域自治センター	健康福祉課	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。（武石健康センター車庫、武石老人福祉センター寿楽荘前倉庫）	対象建物の平面図を作成し、公有財産整理簿に添付しました。
武石地域自治センター	産業観光課	予算執行に関する重要事項の協議として、50万円を超える随意契約による委託契約の締結に際し必要な財政部長協議がなされていない事例がありました。（美ヶ原高原観光トイレ管理業務委託）	随意契約にあたりましては、今後、課全体によるチェック体制の整備を行い、複数人による確認を実施し、予算執行上の基準に従い適正な事務処理を行って参ります。
武石地域自治センター	産業観光課	一体性があると思われる業務委託で、これを分離発注しそれぞれ同一者と随意契約としている事例について、分離すべき理由が明らかにされておらず施行方法に疑義が残るものがありました。（武石温泉「うつくしの湯」施設等現状調査業務委託）	今後、業務委託契約において随意契約とする場合は、関係書類に明らかな有利性や特殊性など具体的理由を明記いたします。また、今後実施する事業の予算執行にあたっては、手法の合理性・効率性に常に配慮するよう留意します。
武石地域自治センター	産業観光課	美ヶ原観光連盟会員負担金については、負担先団体の決算において市からの負担金（1,806千円）以上の余剰金（2,494千円）が生じており、この余剰額は前年度を更に上回る規模ともなっているため、決算状況を踏まえながら市の負担額を検討してください。	美ヶ原観光連盟は松本市に事務局を置き、美ヶ原高原とその周辺に関する観光事業の振興と環境保全の推進を目的としています。負担金については、法定外の任意に負担するものであるため、負担金額が合理的な基準に基づき設定されているかの検証については、総会等の決算資料及び具体的な事業実績等により確認を行うことで負担割合、受益相当の内容の妥当性について点検を行い市の負担額の検討を行います。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
上下水道局	経営管理課	印紙税は消費税抜きの契約額に対しての課税となりますが、消費税込の契約金額に応じ過大な印紙が貼付された契約書を受領、保管する事例がありました。(公共料金事前明細通知サービス取込処理開発業務委託)	印紙税に対する理解を深めるとともに、契約書に貼付してある印紙が消費税抜きの契約金額に対しての額面になっているかの確認を行うよう職員に周知・徹底し、適正な事務処理に取り組んでまいります。 また、業者に対しても適正な額の印紙を貼付するよう指示してまいります。
上下水道局	サービス課	契約内容において契約保証金の扱いが定められておらず、納付又は免除の扱いが明らかでない事例がありました。(上下水道料金システム改修業務委託)	平成26年度新規契約分から改めました。
上下水道局	下水道課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(南部終末処理場)	公共工事に伴う行政財産使用申請(資材、残土等の仮置き場として)がほとんどで、天候等により工期が延長される例が多かったため、使用期間が確定した後に使用料の徴収をしておりましたが、今後は条例及び関係諸規定を順守し適正な事務処理に取り組んでまいります。
上下水道局	浄水管理センター	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね許可期間の3ヶ月経過後、又は使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(染屋浄水場、泉町水源池、第2接合井、旧浦野ポンプ室)	課員に条例及び運用基準について周知し、使用前納付となるよう適正な事務処理に取り組んでまいります。
上下水道局	浄水管理センター	履行の遅滞等に対し賠償金等の算出に適用するものとして契約上定めるべき利率について、当市の基準と異なる率をもって締結されている事例がありました。(泉町水源地ポンプ設備保守点検業務委託)	課員に遅延利息の率の改正について周知するとともに、契約前の書類の確認を入念に行い、適正な事務処理に取り組んでまいります。
教育委員会	教育総務課	所管する教員住宅について公有財産整理簿が備えられていません。公有財産整理簿には平面図を添付し財産の状況を明らかにしておく必要があります。	教員住宅については入居管理用の一覧表は作成していますが、個々の財産管理台帳は整備していませんでした。現在平面図及び位置図を添付した公有財産整理簿を整備しています。
教育委員会	教育総務課	所管する建物財産の取り壊しに関連して、所定の財産異動報告がなされていない事例がありました。(第二中学校・屋内体育館取り壊し、教員住宅の一部取り壊し)	建物の解体時には速やかに財産異動報告書を作成すべきところ、遅れて報告する事例がありました。今後は遅滞なく異動報告を行います。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	教育総務課	教員住宅の敷地に係る貸付料は、契約によるものであり「財産収入」が適正な収入科目ですが、「使用料」として一部収入されている事例があります。(教員住宅敷地の貸し付け(駐車場としての一時貸付等))	収入科目を「財産収入」とし、適正な事務処理を行います。
教育委員会	教育総務課	使用目的から構造物の設置を伴う教職員住宅敷地の貸付期間を1年間として更新を重ねる例がありますが、普通財産として管理される土地等の貸付けは契約により比較的長期の期間設定も可能であり、本例に即した庁内基準では3年間の期間設定も可能です。継続使用が見込まれるのであれば、事務合理化の観点から契約期間の見直しを検討してください。(神科小・五中教員住宅敷地)	御指摘の事例は電気通信線路設備の設置場所として貸し付けているもので、ここ10年以上継続して更新しており、今後も継続するものと思われま。申請者に確認した上で、可能であれば長期継続契約としたいと考えています。
教育委員会	第一学校給食センター	所管する建物の公有財産整理簿が備えられていません。公有財産整理簿には平面図を添付し財産の状況を明らかにしておく必要があります。(第一学校給食センター、車庫棟、物置棟、プロパン庫、自転車置場、浄化槽機械棟、受水槽)	平面図を添付した公有財産整理簿を整備しました。
教育委員会	第二学校給食センター	ガス冷暖房設備の保守点検業務は、特定の者Aを契約の相手方とした随意契約に基づき委託実施されていますが、実際には契約相手方以外のBが業務にあたり、この者からの実施報告書に基づき給付検査が行われていることから、契約上で原則禁止している再委託に相当する実態が認められるとともに、現に契約相手方以外の他者により業務遂行が可能である以上、複数の者による価格比較や競争入札によるべきです。	平成27年度から複数の者による競争入札により業務委託を行います。
教育委員会	丸子学校給食センター	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。また、同許可の許可期間における終期設定が事業終了までとなっているため許可期間を明確にする必要があります。(ガス圧力調整装置)	使用料について、新年度4月の早い時期に納付してもらうことを相手方に伝え、了承を得ました。また、許可期間について、今後は4月1日から翌年3月31日までの1年更新とします。
教育委員会	学校教育課	所管する建物の公有財産整理簿が備えられていません。公有財産整理簿には平面図を添付し財産の状況を明らかにしておく必要があります。(下丸子児童館、真田児童館、東塩田児童クラブ、浦里児童クラブ、西内児童クラブ、丸子北児童クラブ、菅平児童クラブ)	平面図を添付した公有財産整理簿を整備しました。
教育委員会	学校教育課	公有財産の所管換による異動について公有財産異動報告(通知)書により報告(通知)されていない事例がありました。(菅平児童クラブ)	報告(通知)されていなかった公有財産異動報告(通知)を行いました。今後、公有財産の所管換による異動があった場合は速やかに報告(通知)を行います。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	学校教育課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(浦里児童クラブ、旧東部こども館)	平成26年度の使用料の納付については、使用者と協議した結果、納付については年度末になってしまうとのことでした。 平成27年度以降の使用料の納付については、使用前に納付してもらうよう調整します。(浦里児童クラブは平成26年度から使用していません。)
教育委員会	学校教育課	委託料について、「政府契約支払遅延防止等に関する法律」により、10日以内に完了検査を実施しなければなりません。業務の完了報告を受けてから10日を超えて完了検査を実施した事例がありました。(神科小学校屋根除雪業務委託)	今後は法に定められているとおり、完了検査を10日以内に実施するよう適正な事務処理を行います。
教育委員会	学校教育課	所管する各学校の財務事務について、複写機等借上料が賃貸借契約に基づいてその対価として支払う場合は、使用料及び賃借料が適正科目になりますが、需用費(消耗品費)で支出されている事例がありました。(塩田中学校、第四中学校)	平成26年度から適正な科目から支出するよう是正しました。
教育委員会	学校教育課	履行の遅滞等に対し賠償金等の算出に適用するものとして契約上定めるべき利率について、当市の基準と異なる率をもって締結されている事例がありました。(自校給食校給食室消毒業務委託)	当市が基準とする利率により、契約を締結するよう是正しました。今後、従来慣例等にとられることなく契約書の内容の見直しを行うよう職員全員に周知を図り、適正な事務処理を行います。
教育委員会	学校教育課	収入額が予算額を下回る費目が見られます(歳入欠陥)。(定住自立圏負担金、放課後児童クラブ使用料滞納繰越分)	収入見込みを適切に行い、歳入欠損とならないよう適正な事務処理を行います。
教育委員会	中央公民館	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(神川地区公民館)	公有財産整理簿に平面図を添付しました。
教育委員会	西部公民館	西部公民館駐車場土地賃借契約について、請求書は債権債務関係を確定する手段ですが、債権者の住所記載のない請求書を受領し支出事務が行われている事例がありました。(西部公民館駐車場土地賃借契約)	今後は、債権者の住所漏れがないよう請求書の記載内容の検査を確実にし、適正な事務の執行に努めます。
教育委員会	上田市立上田図書館	履行の遅滞等に対し賠償金等の算出に適用するものとして契約上定めるべき利率について、当市の基準と異なる率をもって締結されている事例がありました。(マイクロフィルム撮影・デジタル化業務委託)	当市が基準とする利率により、契約を締結するよう是正しました。今後、従来慣例等にとられることなく契約書の内容の見直しを行うよう職員全員に周知を図り、適正な事務処理を行います。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	文化振興課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(光通信ケーブル設置(二子塚古墳敷地内))	今後、許可による行政財産の目的外使用料は、使用前に納付させるよう適正な事務処理を行います。
教育委員会	上田文化会館	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(上田文化会館)	公有財産整理簿に平面図を添付しました。
教育委員会	上田市立博物館	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(上田市立博物館)	公有財産整理簿に平面図を添付しました。
教育委員会	丸子郷土博物館	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(丸子郷土博物館)	公有財産整理簿に平面図を添付しました。
教育委員会	山本鼎記念館	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(山本鼎記念館本館、付属便所)	公有財産整理簿に平面図を添付しました。
教育委員会	スポーツ推進課	「公有財産整理簿」が整えられていない建物財産がありました。(染屋台グラウンドトイレ、上田古戦場公園室内多目的運動場、塩田の郷マレットゴルフ場、市民の森馬術場屋内馬術場、千曲川市民緑地バイオトイレ、上田古戦場公園器具庫兼トイレ外1件、染屋台グラウンド管理棟、染屋台グラウンド収納庫) また、同整理簿はある建物財産全てに、所要平面図が添付されていませんでした。	公有財産整理簿が未整備となっている建物財産について、台帳を整備しました。 また、今後、建物の現状及び保管されている竣工書類等から平面図を作成し、公有財産整理簿に添付します。
教育委員会	スポーツ推進課	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(城跡公園野球場のPHS基地局、自然運動公園の自動販売機、自然運動公園プールの売店、倉庫)	今後、許可による行政財産の目的外使用料は、使用前に納付させるよう適正な事務処理を行います。
教育委員会	スポーツ推進課	体育施設の付属器具使用料は、賦課徴収の根拠を条例(体育施設条例)に置く「使用料」が適正な収入科目ですが、一部が「諸収入」として収入されています。(サッカーゴール、グラウンドゴルフ用具、野球用具、プール貸ロッカー、暖房器具(ストーブ))	収入科目を「使用料」とし、適正な事務処理を行います。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	スポーツ推進課	自然運動公園アーチェリー場の使用料については、主たる利用団体がこれを徴収している実態があることから「私人による公金の収納委託」に該当し、法令及び財務規則に従い所要の協議手続き等が必要な旨監査指摘済（平成23年度定期財務事務監査）ですが依然として手続きが整っておらず、公金の扱いに係る責任の所在が不明確な状態にあります。	自然運動公園アーチェリー場については、上田アーチェリークラブとの業務管理委託契約を締結していますが、公金収納業務部分は契約に含まれていないため、今後は施設職員が直接公金を扱うよう改善しました。
教育委員会	スポーツ推進課	特定一者との随意契約について、その具体的理由が明示されていない事例がありました。（マレットゴルフ場整備等業務委託）	特定一者による随意契約が必要な場合は、具体的な理由を明記します。
教育委員会	丸子地域教育事務所（丸子公民館含む）	「公有財産整理簿」が整えられていない建物財産がありました。（丸子大塩体育館）また、同整理簿はある建物財産全てに、所要平面図が添付されていませんでした。	公有財産整理簿に大塩体育館を追加するとともに、全ての財産について平面図を添付しました。
教育委員会	丸子地域教育事務所（丸子公民館含む）	行政財産の目的外使用許可に際し賦課する使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後に納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。（丸子総合体育館丸子総合グラウンドの自動販売機、依田窪プールの売店）	今後、許可による行政財産の目的外使用料は、使用前に納付させるよう適正な事務処理を行います。
教育委員会	丸子地域教育事務所（丸子公民館含む）	行政財産の目的外使用許可の協議について、公有財産管理課又は各地域自治センター地域振興課を経由した財政部長協議がなされていない事例がありました。（丸子公民館・無垢の家、丸子公民館南側駐車場、信州国際音楽村駐車場用地、信州国際音楽村旧電話ボックス）	今後、適正な協議により事務処理を行います。
教育委員会	丸子地域教育事務所（丸子公民館含む）	許可に基づく自動販売機の設置使用料は、収入科目を「使用料」とすることが適正ですが「諸収入」として収入している事例があります。（丸子総合体育館丸子総合グラウンドの自動販売機）	収入科目を「使用料」とし、適正な事務処理を行います。
教育委員会	丸子地域教育事務所（丸子公民館含む）	履行の遅滞等に対し賠償金等の算出に適用するものとして契約上定めるべき利率について、当市の基準と異なる率をもって締結されている事例がありました。（丸子地域解放子ども会交流学習事業委託）	当市が基準とする利率により、契約を締結するよう是正します。今後、従来慣例等にとられることなく契約書の内容の見直しを行うよう職員全員に周知を図り、適正な事務処理を行います。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	丸子文化会館	許可による行政財産の目的外使用料が「使用料」が適正な収入科目ですが、「諸収入」で収入されています。また、当該使用料は、当該条例及びこれに係る運用基準において使用前納付が原則とされていますが、これが概ね使用後にあわせ納付され、原則外として扱う理由や必要性が明らかにされていない事例がありました。(自動販売機設置許可に伴う使用料)	許可による行政財産の目的外使用料について、収入科目を「使用料」とします。また、今後、使用前に納付させるよう適正な事務処理を行います。
教育委員会	真田地域教育事務所(真田中央公民館含む)	所管する建物の公有財産整理簿が備えられていません。公有財産整理簿には平面図を添付し財産の状況を明らかにしておく必要があります。(洗馬川公園倉庫)	平面図を添付した公有財産整理簿を整備しました。
教育委員会	真田地域教育事務所(真田中央公民館含む)	前年度(24年度)分の埋蔵文化財報告書等書籍売上代の未収金について、繰越した年度(25年度)の3月に調定処理されていましたが、財務規則に従い出納整理期間終了後の6月1日において速やかに調定を行う必要があります。	今後、財務規則に従い、適正な事務処理を行います。
教育委員会	真田地域教育事務所(真田中央公民館含む)	行政財産の目的外使用許可の協議について、公有財産管理課又は各地域自治センター地域振興課を経由した財政部長協議がなされていない事例がありました。(本原担い手研修センター)	今後、適正な協議により事務処理を行います。
教育委員会	真田地域教育事務所(真田中央公民館含む)	履行の遅滞等に対し賠償金等の算出に適用するものとして契約上定めるべき利率について、当市の基準と異なる率をもって締結されている事例がありました。(真田中央公民館クリーニング業務委託)	平成26年度契約分については、当市が基準とする利率で契約しています。今後、従来の慣例等にとられることなく契約書の内容の見直しを行うよう職員全員に周知を図り、適正な事務処理を行います。
教育委員会	武石地域教育事務所(武石公民館含む)	所管する建物の公有財産整理簿に、所要平面図が添付されていませんでした。(武石公民館倉庫、武石総合グラウンド倉庫ほか、武石ゲートボール場ベンチ、武石森林公園マレットゴルフ場東小屋)	今後、建物の現状及び保管されている竣工書類等から平面図を作成し、公有財産整理簿に添付します。
教育委員会	武石地域教育事務所(武石公民館含む)	建物財産の目的外使用に際し、使用に付随する光熱水費等の管理経費負担を求め決定しているものの、実際にはこれが徴収されていない事例があります。(たけしスポーツクラブ事務所)	平成25年度に、曖昧になっていた使用料、管理経費について、スポーツ協会と協議を行い、新たな取り決めを確認しました。平成26年度については、適正に徴収します。
教育委員会	武石地域教育事務所(武石公民館含む)	納入義務者の住所の欠落や姓のみによる納入通知書の発行が見られ、義務者の特定に関し適正を欠くものがありました。(雑入(コピー代))	納入通知書発行の際は細心の注意を払うよう職員全員に周知を図り、今後は適正な事務処理を行います。

平成26年度「定期財務事務監査」結果に対し講じられた措置等通知（一覧）

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
教育委員会	武石地域教育事務所 (武石公民館含む)	随意契約の妥当性に実質的な問題は無いものの、これを決定する施行伺、契約伺において該当する財務規則の引用条項の誤りが見受けられます。(青少年健全育成事業委託、武石地域青少年花壇整備事業委託、ジュニアスポーツ教室事業委託、武石総合グランド周辺植木剪定及び片付け業務委託)	誤りのあった施工伺、契約伺については、条項を訂正しました。今後は財務規則の引用条項を確認し、適正な事務処理を行います。